

# 公益社団法人日本船舶海洋工学会東部支部規則

平成17年6月2日制定  
平成18年5月18日改定  
平成21年5月7日改定  
平成22年5月14日改定  
平成23年5月12日改定  
平成27年5月19日改定  
平成30年5月11日改定  
令和元年5月17日改定  
令和3年5月21日改定

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

当支部は公益社団法人日本船舶海洋工学会東部支部という。

### 第2条 (事務所の所在地)

支部事務所は東京都内におく。

### 第3条 (目的)

当支部は、支部の担当地域における船舶及び海洋工学に関する学術、技術の進歩発展をはかること、また、支部所属会員活動の活性化により日本船舶海洋工学会(以後「本会」という)の発展に寄与することを目的とする。

## 第2章 事業

### 第4条 (事業)

当支部は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 講演会、講習会などの開催
- 2) 会員を含む船舶海洋技術者の技術力向上のための支援活動
- 3) 調査、試験および研究の実施および助成
- 4) 前記各号のほか、第3条の目的達成に必要な事業

### 第5条 (事業年度)

当支部の事業年度は毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

### 第6条 (事業計画および事業報告)

支部長は、次年度事業計画案を策定し、運営委員会の承認を得て、理事会に提出する。理事会において承認または修正された事業計画を、支部長は運営委員会および支部総会に報告しなければならない。

- 2 支部長は、年度終了後当該年度の事業報告について、支部総会の承認を得た後ただちに理事会に提出しなければならない。

## 第3章 会員

### 第7条 (会員)

本支部所属会員は原則として愛知県-長野県-富山県以東に在住し、あるいは勤務する本会会員とする。

## 第4章 役員

### 第8条 (名称および人数)

当支部に次の役員をおく。

- 1) 支部長 1名
- 2) 運営委員（副支部長） 1名
- 3) 運営委員 15名以上 19名以内
- 5) 支部所属代議員 日本船舶海洋工学会細則で規定される人数

支部所属代議員は第9条以降に規定する支部代議員職務の他、日本船舶海洋工学会代議員としての職務を兼任するものとする。

#### 第9条（選出方法）

支部長は、支部所属正会員の中から支部所属代議員が投票により選出する。運営委員会は支部所属正会員の中から支部長候補者を推薦することができる。

- 2 運営委員は支部長が推薦し、支部総会の承認を得た後、支部長が委嘱する。
- 3 副支部長は、運営委員の中から支部長が推薦し、支部総会の承認を得た後、支部長が委嘱する。

#### 第10条（任務）

支部長は、支部を代表し支部会務を総括する。支部長と運営委員は、運営委員会を組織し、支部業務を執行する。支部所属代議員は支部総会で支部に係わる重要な事項を議決する。

#### 第11条（支部役員の任期）

支部長の任期は2ヵ年とし、重任は妨げない。  
ただし4年以上継続して就任することはできない。  
運営委員の任期は、2ヵ年とし、重任を妨げない。

#### 第12条（欠員の補充）

支部長が欠員になったときは、副支部長が支部長を代行し欠員を補充する。運営委員が欠員となったときは支部長の指名で補うことができる。ただし、その任期は、前任者の残りの期間とする。

### 第5章 運営委員会及び総会

#### 第13条（運営委員会の開催回数、付議事項、招集方法、成立数、議決の方法）

運営委員会は年6回以上開催する。

- 2 運営委員会には支部長の他に支部選出理事も出席して意見をのべ議決に加わることができる。
- 3 運営委員会は支部運営に関する事項を決定する。
- 4 運営委員会の議事は出席者の3分の2以上の同意を得てこれを決める。必要出席者に満たないときはこれを仮決議とし書面で欠席者の意見を求め、運営委員会の構成員の3分の2以上の同意でこれを決める。ただし、急を要する場合は支部長が処理し、事後承諾を得ることができる。

#### 第14条（支部総会の開催回数、付議事項、招集方法、成立数、議決の方法）

支部総会は毎年1回支部長が招集し、少なくともその14日以前に会議の目的事項を示して支部所属代議員に通知する。

- 2 支部総会は次の事項を審議する。
  - 1) 事業報告及び収支決算についての事項
  - 2) 運営委員の承認
  - 3) 公益社団法人日本船舶海洋工学会東部支部規則の改正についての事項
  - 4) その他本会の業務に関する重要事項で、運営委員会において必要と認める事項
- 3 支部総会は運営委員と支部所属代議員をもって構成員とする。構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、総会に出席できない構成員は書面をもって他の出席構成員に委任することができる。この場合あらかじめ通知した決議事項については出席者とみなす。

4 支部総会の議長は支部長が務める。議事は出席構成員の過半数で決め、可否が同数のときは議長がこれを決める。

5 支部所属正会員は、支部総会に出席し、意見を述べることができる。

#### 第15条（臨時支部総会の招集方法）

臨時支部総会は次の事由があつて支部総会の開催を待つことができない場合に支部長がこれを招集する。

1) 運営委員会で必要と認めるとき。

2) 正会員20名以上、あるいは支部所属代議員5名以上からあらかじめ会議の目的事項を示して請求があつたとき。

2 招集手続は支部総会に準ずるが、急を要するときは通告期間を5日まで短縮することができる。

#### 第16条（決議報告）

支部長は、支部総会の決議をその都度、理事会に報告しなければならない。

### 第6章 会計

#### 第17条（経費）

当支部の経費は本会よりの交付金でまかなう。

#### 第18条（予算の編成、承認方法）

支部長は、次年度収支予算案を策定し、運営委員会の承認を得て、理事会に提出する。

2 支部長は理事会において承認または修正された収支予算を、運営委員会および支部総会に報告しなければならない。

#### 第19条（決算の承認方法）

支部長は年度終了後当該年度の決算報告について、支部総会の承認を得た後ただちに理事会に提出しなければならない。

### 第7章 規則の変更

#### 第20条（規則変更の方法）

本規則を変更しようとする時は支部総会を開催し、出席者の3分の2以上の同意を得た上で、理事会に申し出て承認を得なければならない。

### 第8章 委員会等の設置

#### 第21条（支部会務委員会）

本支部の庶務・財務等に関して支部長及び運営委員を補佐するため、支部会務委員会を置くことができる。支部会務委員は、支部長が運営委員会の議を経て委嘱する。

#### 第22条（委員会の設置）

支部長は、支部活動の目的を達成するために、運営委員会の議を経て委員会を設け、委員を委嘱することができる。

#### 第23条（研究会の設置）

支部長は、研究交流活動を支援するために、本部分野研究企画部会と協議の上、運営委員会の議を経て研究会を設け、その委員を委嘱することができる。

### 第9章 その他

#### 第24条（支部推薦理事候補者の選出）

支部推薦理事候補者は、支部所属正会員の中から支部所属代議員が投票により選出する。運営委員会は支部所属正会員の中から支部推薦理事候補者を推薦することができる。

附則 この規則は平成 17 年 6 月 2 日から施行する。  
この規則は平成 18 年 5 月 18 日から施行する。  
この規則は平成 21 年 5 月 7 日から施行する。  
この規則は平成22年5月14日から施行する。  
この規則は平成23年5月12日から施行する。  
この規則は平成27年5月19日から施行する。  
この規則は平成30年5月11日から施行する。  
この規則は令和元年5月17日から施行する。  
この規則は令和3年5月21日から施行する。